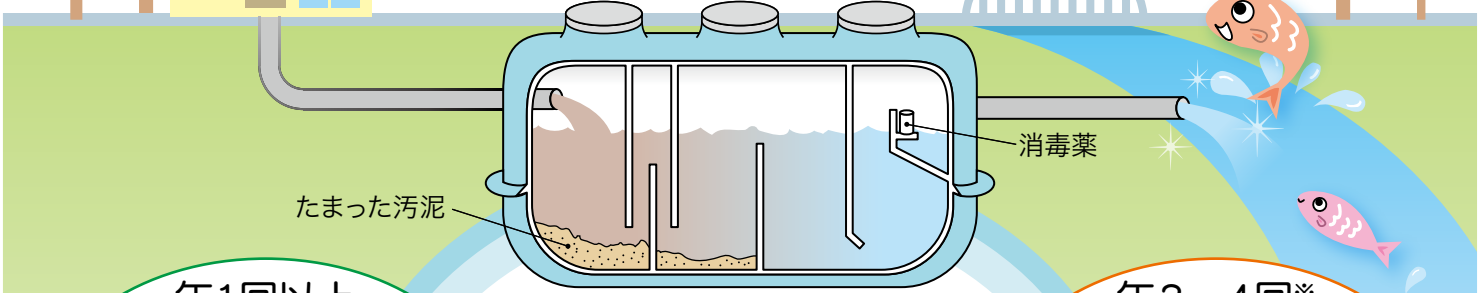


浄化槽を正しく使って 我が家から川をきれいに



埼玉県マスコット「コバトン」

家庭から出た汚れを浄化槽の微生物が食べてきれいにしているね！



年1回以上
清掃
たまった汚泥※や固形物の引抜き

※汚れをたくさん食べて重くなった微生物など

浄化槽の機能を維持し、川をきれいに保つための浄化槽使用者の**3**つの義務

年3~4回※
保守点検
装置の点検・調整
消毒薬の補充など

※浄化槽の処理方式・人槽により決まっています

毎年1回
法定検査
浄化槽機能の総合診断

法定検査を受けなくてよいという業者は悪質な業者です。気を付けましょう。

浄化槽は微生物の働きで汚水を浄化し、きれいな上澄みを消毒して流しています。

法定検査・保守点検・清掃がきちんと行われないと浄化槽が機能を発揮できません。

法定検査・保守点検・清掃のお問合せ先は裏面をご覧ください。

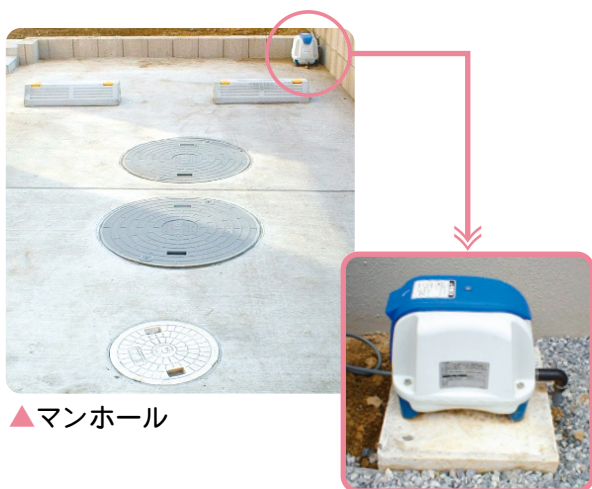
浄化槽 維持管理 Q & A



埼玉県マスコット
「さいたまっちゃん」

Q 水洗トイレを使用しています。
下水道に接続されているのでは
ないのですか。

A 水洗トイレ=下水道ではありません。浄化槽の場合は庭先などに2、3個のマンホールと送風機があります。



▲マンホール

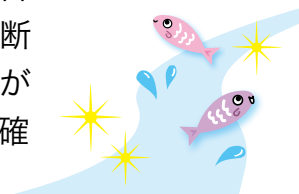
▲送風機

Q 年1回以上必ず清掃する
必要はありますか。

A 浄化槽にたまった汚泥は、長期間放置すると底部に固まったり、浄化槽の内部を破損させたりして、悪臭や害虫が発生し、周囲が不衛生な環境になります。また、取り除くに多額の費用を要することがあります。

Q 法定検査は何のために
行うのですか。

A 法定検査とは、総合的に浄化槽の機能診断を行い、最終的に水がきれいになったことを確認する検査です。



Q ○○会社をお願いしているのは
法定検査ではないのですか。

A 法定検査を行う者は、保守点検や清掃を委託(依頼)している事業者とは異なります。お住まいの地域では(一社)埼玉県浄化槽協会が指定されています。

なお、保守点検業者が検査のお申込みや採水を代行する制度もあります。詳細は(一社)埼玉県浄化槽協会にお問い合わせください。

Q 法定検査の料金は
いくらかりますか。

A 一般家庭用(10人槽以下)で5,000円です。
※消費税はかかりません。
※11人槽以上の場合は料金が異なります。(一社)埼玉県浄化槽協会にお問い合わせください。

浄化槽についてのお問合せ、お申込み先

清掃業者 市町村ホームページまたは市町村の浄化槽担当課におたずねください。

保守点検業者 県水環境課ホームページまたは環境管理事務所におたずねください。

法定検査のお申込み先
(一社)埼玉県浄化槽協会
☎048-501-5707

各市町村浄化槽担当課

埼玉県
 北部環境管理事務所 ☎048-523-2800
 東部環境管理事務所 ☎0480-34-4011
 秩父環境管理事務所 ☎0494-23-1511
 越谷環境管理事務所 ☎048-966-2311

環境部水環境課 ☎048-830-3083
FAX 048-830-4773

